

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成29年2月12日 10時10分ごろ～13日 16時45分ごろの間）
発生場所	不明（静岡県下田市神子元島付近～東京都御蔵島村御蔵島西南西方沖）
事故の概要	漁船築地丸は、転覆しているところを発見された。 築地丸は、船長が死亡し、船尾部船底外板の圧壊等を生じた。
事故調査の経過	平成29年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 築地丸、12トン SO2-4586（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 3.77m × 1.46m、FRP ディーゼル機関、468.00kW、平成4年3月 第241-11485号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年3月15日 免許証交付日 平成25年5月15日 （平成31年3月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船尾部船底外板に圧壊、シューピース及び舵板に破損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約8～10m/s、視界 良好 海象：波高 約2～3m、水温 約17℃ 東京管区気象台の地方海上予報の発表状況 関東海域南部には、2月12日05時20分に海上強風警報が継続して発表され、17時35分に海上風警報に切り替えられ、13日17時20分に解除されていた。
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、下田市下田港を出港し、東京都八丈町八丈島西北西方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向かった。

	<p>本船の出港を聞いた僚船船長は、平成29年2月12日10時10分ごろ、船舶電話で本件船長と話をした際、神子元島付近を約5～6ノットの速力で航行中との返事を受けた。</p> <p>僚船船長は、13日06時00分ごろ、再度本船に船舶電話を掛けて海上模様を聞こうとしたが、呼出し音が鳴らなかったため、本船のことが気に掛かり、様子を確認しようと思い、11時30分ごろ静岡県南伊豆町手石港を本件漁場に向けて出港した。</p> <p>僚船船長は、出港後、本船に複数回船舶電話を掛けたものの、呼出し音が鳴らない状況に変わりがなかったため、本船及び僚船が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）にこれまでの経過を報告した。</p> <p>所属漁協は、15時20分ごろ、僚船船長に対して本件船長との連絡がとれたか確認したところ、漁業無線の呼び掛けに対しても応答がないとの報告を受け、海上保安庁に捜索を要請するとともに、近隣の漁業協同組合に対して本船に関する情報の提供を依頼した。</p> <p>本船は、16時45分ごろ、御蔵島西南西方沖16.5海里（M）付近において、転覆しているところを捜索中の海上保安庁の航空機に発見され、また、本件船長は、14日06時49分ごろ、本船の船内から海上保安庁の特殊救難隊に発見された。</p> <p>本件船長は、海上保安庁のヘリコプターにより下田港まで搬送され、その後、死因は溺水と検案された。</p> <p>本船は、下田港までえい航されて陸揚され、解体された。 （付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船尾部船底に圧壊等を生じていた。</p> <p>本船の船体には、他船と衝突したような痕跡は認められなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、下田港から本件漁場に向けて航行中、神子元島付近において、本件船長が12日10時10分ごろ僚船船長と船舶電話で話した後、13日16時45分ごろ御蔵島西南西方沖で転覆しているところを発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾部船底外板に圧壊等を生じていたことから、航行中、何かに乗り揚げて転覆した可能性があると考えられるが、圧壊等が生じた状況及び転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本件船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本件船長は、転覆した際に船内に閉じ込められて海中に没し、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはで</p>

	きなかった。
原因	本事故は、本船が、下田港から本件漁場に向けて航行中、転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 陸岸から遠く離れた漁場に行く場合、僚船など複数の船舶で向かい、互いに異状がないか注意できるようにすることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

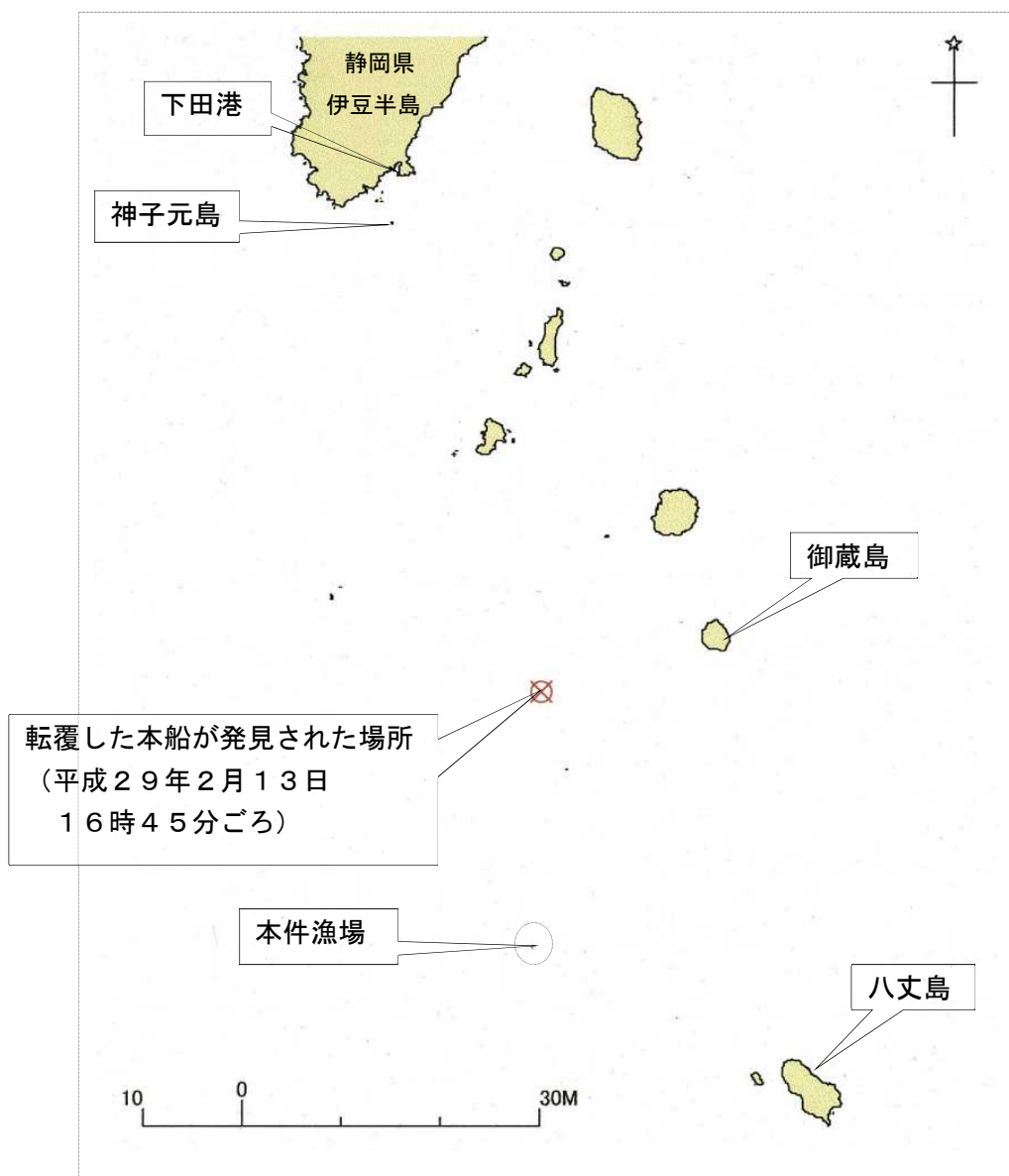


写真1 本船

